

Vanguard ファンド

日本の投資先 企業に対する 議決権行使方針



目次

はじめに	3
原則 I：取締役会の構成と実効性	4
原則 II：戦略およびリスクの監視	7
原則 III：役員報酬	10
原則 IV：株主の権利	11

はじめに

以下の情報は、Vanguard インベストメントスチュワードシップの4原則に従って構成されており、繰り返し行われる委任状勧誘に対し、日本籍企業の議決権行使方針と Vanguard が助言するファンド（以下「ファンド」という）¹の一般的な立場を詳述したものです。

ここで重要なのは、提案に対しては多くの場合、広範な要素に基づく事実と状況の分析が必要になるという事実です。提案に対しては、インベストメントスチュワードシップ監視委員会の監督の下、関連ファンドの取締役会の指示によりケースバイケースで投票が行われます。すべての場合において、提案は各ファンドの投資目的に合致し、各ファンドの最善の利益のために議決されます。

企業は、上場市場の関連する現地の法律や規制を遵守し、現地で適用されるコーポレートガバナンスコードやベストプラクティスに従わなければなりません。これらの現地コーポレートガバナンスコードは、ファンドの各国固有ガイドラインの基盤となります。しかし、これらは地域によって異なる場合があり、現地のコーポレートガバナンスコードよりも高いレベルのガバナンスのベストプラクティスが要求されることもあります。

コンプライアンス オア エクスプレイン（遵守せよ、さもなくば、説明せよ）。日本のローカルスタンダードでは、企業が推奨されるコーポレートガバナンスの慣行から逸脱した場合でも、その理由を説明すればよいことになっています。会社法と上場規則は、日本のコーポレートガバナンスの主要な法的枠組みを提供し、日本のコーポレートガバナンスコードで規定されたベストプラクティスは、「コンプライアンス オア エクスプレイン（遵守せよ、さもなくば、説明せよ）」の原則に基づいて運用されています。Vanguard は、コーポレートガバナンスのベストプラクティスであるこの基本原則を支持します。企業は、推奨されるガバナンスの慣行から逸脱する場合、その理由を説明する必要があります。このような場合は、たとえば推奨される慣行に代わって何を実施しているのか、なぜその代替システムおよび／またはプロセスが株主にとって最善の利益となるのかといったことを説明しなければなりません。

複数管轄企業。企業が複数の取引所に上場している場合、または上場している国とは異なる国で設立されている場合、主要な上場市場の適用法と上場規則に従い、現地のコーポレートガバナンスコードを適用する必要があります。市場基準や現地のコーポレートガバナンスコードから逸脱している場合は、その理由を説明しなければなりません。

1 本議決権行使方針は、日本籍企業に対して繰り返し行われる委任状勧誘について、Vanguard のインデックスファンドやETF、Vanguard Quantitative Equity Group が運用するファンド資産（以下「Vanguard 助言ファンド」という）を含む Vanguard が助言する各ポートフォリオの一般的な立場を詳述したものです。Vanguard が助言する各米国投資信託は委任状による議決権行使の権限を保持しており、本議決権行使方針は Vanguard が助言するファンドによる委任状議決に関する米国ファンド委員会の指示を反映するものです。

原則Ⅰ： 取締役会の構成と有効性

当ファンドにおける最大の関心事は、全株主の利益を代表する人物が、独立し献身的で能力があり多様かつ適切な経験を有することを保証することです。思想、経歴、経験、個人の特性（性別、人種、民族、年齢など）の多様性は、取締役会が株主の利益を守る効果的で熱心なスチュワードとして機能するために重要な機能を果たします。

取締役会および委員会の独立性

日本では、会社法上、以下の3種類の取締役会構成が認められています。

1. 1層構造で、3つの委員会（監査、指名、報酬）を有する取締役会
2. 1層構造で、監査委員会を有する取締役会
3. 取締役会と監査役会の2層構造

当ファンドは、直面するリスクと機会を監督するために、どのタイプの取締役会構成を選択することが最も適切であるかを考慮するもので、特定の構造を提唱していません。

すべての取締役会構成において、原則として、取締役会における独立社外取締役が2名未満である場合、内部者または非独立の社外取締役に反対票を投じます。

3つの委員会または監査委員会を有する1層構造の取締役会では、主要委員会（監査委員会、指名委員会、報酬委員会）の過半数が独立した社外取締役に構成されていない場合、原則として、内部取締役または非独立の社外取締役に反対票を投じます。

2023年は、東京証券取引所の市場変更と、2021年に適用された新しいコーポレートガバナンスコードの両方に企業が適応するための猶予期間が終わるため、日本コーポレートガバナンスコードに沿ったより高い独立性基準が適用されるものと思われます。

以下は、独立性に影響を与える一般的な要因です。

- ・ 現在および過去の従業員。現在または過去の従業員である個人は、原則として独立した立場とはみなされません。

- ・ 取締役相互派遣関係。他の企業や団体に関与することで他の取締役と相互の関係を持つ取締役は、原則として独立取締役とはみなされません。また、当該企業の「株式持合い」企業に勤務・在籍していた取締役は、独立取締役とはみなされません。
- ・ 株主代表。株主の代表者または株主に勤務する者は、原則として独立した者とはみなされません。さらに、株主と密接な家族関係やビジネス上のつながり（以下の定義を参照）を持つ取締役は、原則として独立した者とはみなされません。
- ・ 取引関係。過去1年以内に、当該企業と直接、重要な取引関係を持った、またはかかる関係を持つ団体のパートナー、株主、取締役、上級従業員として取引関係を持った取締役候補者は、原則として独立した者とはみなされません。
- ・ 家族関係、その他の人的関係。会社の顧問、取締役、上級社員と密接な家族関係を持つ取締役は、原則として独立した者とはみなされません。
- ・ 成果主義に基づく報酬。成果主義に基づく報酬制度に参加する取締役は、原則として独立取締役とはみなされません。
- ・ その他の要因。関与や調査により、取締役の独立性が損なわれていると判断された場合、その取締役は独立取締役とみなされないことがあります。

監査役を選任

当ファンドでは、監査役の独立性を、上記の取締役と同様の独立性基準で評価しています。

監査役会の過半数が独立系でない場合、原則として、独立系でない監査役の選任には反対票を投じます。

原則として、取締役会および／または監査役会の出席率が75%未満である場合、法定監査役候補には反対票を投じます。

原則として、重要な財務上の虚偽記載や不正に関連する懸念があり、それに関連する不始末に責任があると判断される場合、法定監査役候補には反対票を投じます。

取締役出席率

原則として、前年度の取締役会出席率が75%未満であった取締役および監査役に対しては、容認できる状況が開示されない限り、反対票を投じます。

なお、会社によっては内部者の取締役会出席率を開示していないことがありますが、全取締役の会議出席状況を開示することが推奨されています。

取締役の責任

取締役の責任を制限し補償範囲を拡大するための経営陣による提案についてはケースバイケースで投票を行います。

原則として、取締役が誠実に行動したと認められる限り、受託者としての注意義務違反を補償する提案には賛成し、故意の受託者としての義務違反やその他犯罪行為を含む活動を補償する提案には反対票を投じます。

取締役の氏名と略歴

原則として、総会前に氏名や経歴が十分に開示されていない取締役には反対票を投じます。

多様性と資格の開示

適切に構成された取締役会は、さまざまな経歴、スキル、経験に裏打ちされた視点を有します。公開取締役会は、取締役会の多様性を考慮し、性別、年齢、人種、民族、国籍などの領域における取締役会の多様性を、少なくとも集計ベースで開示することが期待されています（適用される法律や規制の下で適切な場合）。多様な取締役会を有さない企業は、取締役会の多様性を実現するためのコミットメントを示し、複数領域での進捗に関する洞察を提供して、取締役会に多様な声を加えることを優先させる必要があります。

昨今、取締役会の多様性と多様性戦略について詳細を提供するよう会社に求める株主が増加しています。また、取締役の属性とその組み合わせの全体像を株主に示すことを目的とした「スキルマトリックス」を提供することも期待されています。これにより株主は、会社発展に向けた事業戦略、リスク、取締役のスキルや

経験の全体的な組み合わせに照らして、取締役候補者がどの程度適任かを評価することが可能となります。以下の場合、原則として、多様性に関連する株主提案に賛成票を投じます。

- 提案が取締役の個人的特徴（性別、人種／民族、国籍など）またはスキルや資格の多様性に関連する開示を求めるもので、これらの情報が未開示である場合
- 提案が取締役会の適切な多様性を確保するための方針を採用するよう会社に求めるもので、適切な方針がまだ存在しない場合
- 提案がどのようなスキルを含むべきか、その情報をどのように提示しなければならないかについて過度に規定するものではない場合

エスカレーションプロセス：取締役および委員会の説明責任

場合によっては、ガバナンスの失敗を理由に、または会社が未対応の他の問題をエスカレートさせる手段として、取締役に反対票を投じることがあります。

- 監督不行き届き。原則として、委員会の責任に基づき、重要なリスクや業務慣行を効果的に特定、監視、管理することができなかった取締役には反対票を投じます。これには気候変動も含めた社会および環境リスクが含まれますがこれらに限定されません。特定のリスクが特定の委員会の権限に属さない場合、原則として、委員長、最上級の執行取締役、または関連する取締役には反対票を投じます。リスク監視の失敗の検討については、9ページを参照してください。
- 取締役会の多様性の欠如。TOPIX100企業については、原則として、取締役会の構成に照らして関連性がある場合、指名委員会の委員長、取締役会に女性がいない場合、委員長および／またはその他最上級役員の再選に反対票を投じます。
- 悪質な給与慣行。原則として、悪質な給与慣行を示している会社において、給与に関する提案が投票に含まれていない場合、取締役会の構成から見て関連性があれば、報酬委員会の委員長、議長、最上級役員および／または関連する取締役に反対票を投じます。

- ・ 株主の権利の制限。原則として、少数株主の権利を濫用した場合、および／または株主投票を行わずにポイズンピル（買収防衛策）を採用・更新するなど、株主の権利を何らかの形で制限した場合、議長、最上級執行取締役および／または関連取締役に反対票を投じます。
- ・ 一般的な悪質行為。ガバナンス、スチュワードシップ、受託者責任に重大な欠陥があると判断した場合、議長、最上級役員および／または関連する取締役に反対票を投じることができます。

原則として、委員会の説明責任に関する上記のいずれかの状況下で不適格となったが、新任取締役であっても期待される基本的な責任を遂行しない場合を除き、在任期間が1年未満の新任取締役に賛成票を投じます。

取締役選任の争点

争議中の取締役選挙においては、株主の候補者について個別に投票します。委任状争奪戦の分析は、以下の3点に着目します。

- ・ 対象企業における変更の事例
 - 同業他社と比較してどうであったか
 - 会社の戦略や執行に対する現取締役会の監督に不備はなかったか
 - 反対派は、対象企業の長期的な戦略や株主還元を強化することに重点を置いているか

- ・ 会社および反対派の取締役候補の質
 - 現取締役会の独立性、関与、有効性に疑問を呈する理由があるか
 - 取締役会は長期的な株主利益を重視し、強力な監督プロセスを実現しているか
 - 反対派が提案する取締役（全候補者、一部候補者を問わず）は、会社のニーズに対応するために適しているか、また現取締役会の強力な代替となるか
- ・ コーポレートガバナンスの質
 - 取締役会は反対派と生産的な対話をしたか
 - 会社において株主の立場に立った効果的なガバナンスが実践されていることを示す証拠があるか
 - 取締役会は株主と積極的に話し合いを行ってきたか

原則 II： 戦略およびリスクの監視

取締役会は、各社に最も関連性が高く重要なリスクに対する効果的な監督とガバナンス、および会社の長期的な戦略に対するガバナンスに対する責任を負います。取締役会は、長期的に株主価値に影響を与える可能性のあるリスクを特定、定量化、緩和、開示するために、徹底的、統合的かつ思慮深いアプローチを採る必要があります。取締役会は、通常の業務を通じて、リスク監督に対するアプローチを株主に伝えなければなりません。

資本構成

- 配当金。経営陣による提案を支持すべきでない重大な理由を認識していない限り、原則として、収入配分に関する提案に賛成票を投じます。
- 株式発行依頼。既存株主の完全希薄化や、会社の資本金発行歴などが考慮されます。
 - 原則として、授權資本が現在の授權資本の100%を超えず、かつ会社が授權資本の増加について適切な根拠を示す限り、授權資本の増加に賛成票を投じます。
 - 第三者への株式発行や第三者割当増資については、原則として、その根拠や取引条件を考慮し、ケースバイケースで投票を行います。
- 自己株式の取得と資本の減少。原則として、株主にとって最善の利益と思われる買戻しの条件と、かかる権限の乱用の過去がない限り、現在の発行済み株式資本の10%を上限とする株式の定期買戻し権限に賛成票を投じます。
 - 株主の事前承認なしに自己株式取得を開始する裁量を取締役に与える会社の定款変更については、提供された根拠と過去の自己株式取得や配当金支払いを考慮し、ケースバイケースで投票を行います。
 - 企業の不正行為、好ましくない行動、または相対的な企業業績に関する懸念がある場合、自己株式の取得、資本の減少、またはその他特定の資本関連取引を行うことを求める株主提案について個別に投票を行います。

- 優先株式。優先株式の創設／変更／発行の提案については、原則として、発行理由、会社の所有者プロフィール、株式発行に関する過去の乱用、株主の権利に対する会社の一般的アプローチなどを考慮し、ケースバイケースで投票を行います。

M&A、金融取引など

すべての合併、買収、金融取引について、ケースバイケースで投票を行います。

取引の戦略上、運営上および財務上の利益（および不利益）は、以下を含む多数の基準に基づいて評価されます。

- 取引プロセスにおける取締役会および経営陣の監督
- 評価額
- 独立／代替シナリオにおける長期的な企業価値の見通し
- 市場の反応
- 存続企業のガバナンスプロフィール
- 独立したファイナンシャルアドバイザーによる公正な意見
- 長期的価値に関連する場合、ステークホルダーへの影響

取締役会の監督を評価する際は、独立性、潜在的な利益相反、経営陣のインセンティブを考慮します。

監査法人の選任

監査人の交代に関連する重大な懸念がある場合や、新しい監査人の独立性が損なわれる場合を除き、原則として、提案された監査法人の選任に賛成票を投じます。

環境／社会に関する提案

開示に関する提案

企業の環境・社会リスクに基づく開示関連の経営・株主提案については、ケースバイケースで投票を行います。

明確かつ比較可能で一貫性のある正確な情報開示により、株主は取締役会のリスク監視の強度を把握することができます。持続可能性の開示は発展途上で複雑なテーマであるため、関連提案の分析は、杓子定規性を避け、長期的展望を提供することでバランスを取ることを目的としています。

目標、方針および実践に関する提案

同様に、特定の目標を採用するよう求める経営陣や株主の提案、および環境／社会的方針と実践の採用を規定する提案についても、ケースバイケースで投票を行います。

株主は原則として、具体的な事業戦略について十分な情報を有さず、企業に対して具体的な目標や環境／社会的方針を提案することはできないため、これは経営者や取締役会が負うべき責任です。その結果、より規範的な性質を持つ株主提案は、原則として支持されません。また、開示された会社の優先事項の実施に向けた道筋をさらに明確にした目標の設定を求めるなどの提案は、支持される可能性が高くなります。

環境および社会的提案のための配慮

各提案は、その利点と、会社の取締役会が戦略およびリスク管理の効果的な監督を行う最終的な責任を有するという観点から評価されます。この監視には、長期的な株主価値に影響を及ぼす可能性のある、セクター固有および企業固有の重要なサステナビリティリスクと機会が含まれます。

各提案は、その利点と企業の現在の実務や公開情報との関連において評価されますが、投票分析ではこれら提案を、Vanguard のインベストメントスチュワードシッププログラムによって承認された、またはすでに参照されている市場規範や、広く受け入れられたフレームワークとの関連も考慮されます。また、取締役会、経営陣および提案者からの意見も考慮されます。企業が関連する原則、調査、過去の議決権行使について理解するのを支援するために、Vanguard は注目すべき問題についての視点、ベストプラクティス、特定の環境／社会問題について企業が検討するためのガイダンスを発表します。

以下のような株主提案を支持する傾向があります。

- 市場の標準や、Vanguard のインベストメントスチュワードシッププログラムが承認または参照する広く受け入れられたフレームワーク（SASB：サステナビリティ会計基準審議会やTCFD：気候関連財務情報開示タスクフォースなど）と比較して、企業の現在の開示の欠点に対処する
- 業界固有のマテリアリティ主導のアプローチを反映している
- 期間、費用、その他事項に関して、過度に規定されていない

上記の条件を満たす場合、以下のような提案を支援する傾向があります（以下のリストはすべてを網羅するものではありません）。

環境に関する提案：

- 企業の Scope1、Scope2 排出量データ、および気候関連リスクが重要である Scope3 に関連する開示を求める
- 企業に対し、気候の影響を評価して、適切なシナリオ分析や戦略的計画への関連する影響を開示するよう求める
- 企業に対して、関連する温室効果ガス排出の目標設定を求める

社会リスクに関する提案：

- 性別、人種／民族のカテゴリーを含む従業員の属性について、広く認められた業界標準を考慮し、適用される法律や規制の下で適切であれば開示を求める
- 重要な多様性、公正さ、インクルージョンのリスクまたはその他重要な社会リスクを監督する取締役会の役割について開示を求める
- 取締役会の多様性に関する目標を採択するよう求める（ただし適用される法律や規制の要件で別途規定されていない限り、このような目標内容は規定しない）
- 会社がまだ正式にそのような保護を確立していない場合、性的指向、性自認、マイノリティの地位、または適用される法律や規制の下で適切な保護されたクラスを、会社の雇用および多様性方針に含めるよう求める原則として、雇用や多様性に関する方針において、性的指向や性自認、興味、活動に関する言及を排除するよう企業に求める提案は支持しない

監督不行き届き

取締役会が、委員会の責任に基づき、管轄下にある重要なリスクや商慣行を効果的に特定、監視、管理することができなかった状況が発生した場合は、原則として、関連する委員会の委員長に反対票を投じます。このようなリスクには、気候変動を含む重要な社会・環境リスクが含まれる場合があります。

気候変動リスクの監視の失敗を評価するために、以下の要素を考慮します。

- リスクの重要性
- 市場がリスクを数値化できるようにするための開示の有効性
- パリ協定およびその後の協定に伴い予想される規制要件や市場活動の変化に対応した合理的なリスク軽減策を含む事業戦略を開示しているかどうか
- 企業特有の状況、市場の規制、期待に対する配慮

取締役会の全体的なガバナンスと、気候変動リスクに対する効果的な独立した監視についても検討します。特定のリスクが特定の取締役会委員会の権限に属さない場合、主席独立取締役および／または委員長に反対票を投じることができます。

原則 III：報酬

長期的な相対的業績と連動する報酬制度は、企業の投資家にとって持続可能な長期的価値を生み出す基本的な原動力です。インセンティブや報酬と長期的な価値創造との関連性を株主に確信してもらうためには、これらの慣行、会社の業績との整合性、その結果について効果的な情報開示を行うことが極めて重要です。当ファンドは、市場全体の報酬開示の改善を促すとともに、株主との効果的な対話を支援するために、企業に対して情報開示の充実化を求めています。

年間退職金および賞与制度

原則として、役員賞与や退職金関連の提案や計画について、賞与額が開示されていない場合は反対票を投じます。

また、ファンドの独立性や利益相反の懸念から、過剰な計画や社外取締役や監査役を含む計画には、原則として反対票を投じます。

株式報酬制度

従業員に対する株式報酬制度については、ケースバイケースで投票を行います。

原則として、長期的な株主利益と価値に合致する計画である限り、従業員に対する株式ベースの報酬制度を採用する企業を支援します。株式報酬制度を評価する際は、主に以下の3つの要素が考慮されます。

- 株主の希薄化 – 提案された計画と過去のすべての計画からの希薄化は、原則として、成熟企業では5%以下、成長企業では10%以下とする（ただし、企業が適切な根拠を示す場合に限る）
- ストックオプションの割引
- 会社の助成履歴
- 市場慣行との整合性

取締役および監査役報酬

原則として、取締役報酬や監査役報酬の増額が説明されており、その報酬が同業他社と同程度で妥当と考えられ、取締役がその役割を果たすのに必要な時間を考慮している限り、増額に賛成票を投じます。

原則として、企業の不正行為が懸念される場合、役員報酬の引き上げを求める提案には反対票を投じます。

原則 IV： 株主の権利

ガバナンスの構造は、株主に力を与え、取締役会と経営陣の説明責任を確保するものです。株主は、一定のガバナンス規定を通じて、必要に応じて取締役の責任を追及することができなければなりません。

年次報告書および決算書

原則として、年次報告書および財務諸表に賛成票を投じます。

以下の場合、年次報告書および財務諸表に反対票を投じることを検討できます。

- ・ 財務諸表および／または外部監査人の誠実さに懸念がある場合
- ・ 財務上の虚偽の記載があった場合
- ・ 監査人が、監査意見を表明しないことを選択した場合、監査意見を限定的に表明した場合、または特に留意すべき事項を強調した場合

取締役会の構成と取締役の選任

取締役の年次再任はベストプラクティスと考えられています。原則として、既存の取締役会の機密保持を解除する提案には賛成票を投じ、機密保持された取締役会を創設する経営陣や株主の提案には反対票を投じます。

追加のシェアクラス

この指針は、企業が複数の種類の株式を発行しており、異なる種類の株式が異なる議決権を持つ場合に適用されます。この問題に対する Vanguard のインベストメントスチュワードシップのアプローチは、原則に基づくものでありながら実践的でもあります。「一株一議決権」の原則に基づき、株式市場における公的資本形成を阻害しないように配慮されています。それには、投票権と経済的利益を一致させることがグッドガバナンスの基礎となります。このアプローチは、新規公開のデュアルクラス企業が、時間の経過とともに一株一議決権体制に移行するサンセット条項を採用するという考えを支持するものです。議決権に差のある二重クラス株式構造を廃止する提案については、個別に投票を行います。

買収防衛策（「ポイズンピル」）

買収防衛策の導入や更新を行う場合は、ケースバイケースで投票を行います。原則として、以下のような場合、買収防衛策を支持する可能性は低くなります。

- ・ なぜそのような計画が必要か、十分に開示されていない、または根拠が十分に示されていない
- ・ 計画の条件や発動時期の開示が曖昧である
- ・ 取引評価を行う特別委員会に非独立取締役が含まれている
- ・ トリガーの閾値が発行済株式の 20% 未満である
- ・ 計画期間が 3 年を超えている
- ・ 計画によって株主の権利が何らかの形で損なわれる
- ・ 取締役会による過去の行動や取締役会の監督に関する懸念から、この計画が悪用される可能性があることを示す証拠がある

定款の変更

原則として、管理上またはハウスキーピング上の更新や変更を含む軽微な修正に賛成票を投じます。その他すべての定款変更を評価する場合、以下の点を考慮します。

- ・ 会社法および／または上場規則に変更があり、定款変更が必要となる場合
- ・ ベストプラクティスではない、または現在から後退するコーポレートガバナンス構造および／またはプロセスをもたらす可能性があるかどうか（変更について会社が提供した説明を考慮）
- ・ 変更が一般的に株主の権利を害するものでないか

再法人化／本拠地変更

他国への再上場や主要な上場企業の変更にに関する提案については、個別に投票を行います。

規制、ガバナンス、株主の権利の違いに加え、企業の歴史、戦略、株主層など、移転の理由を検討します。

株主総会規則および手続き

- 定足数を満たす必要があります。原則として、株主総会の定足数を、発行済み株式の過半数未満に減らすような提案には、それを支持する説得力のある論拠がない限り、反対票を投じます。
 - 「会議に付することができるその他事項」または「その他の事業」を承認します。原則として、「総会に提出される可能性のあるその他事項」を承認する提案には反対票を投じます。
 - 株主から提示された取締役に対する法的措置の可能性についての審議を承認します。提案された審議に関する情報開示が不十分であれば、原則としてこのような提案には反対票を投じます。
 - 投票数増加のために会議を中断します。原則として、当該提案を支持する場合は休会に賛成票を、支持しない場合は反対票を投じます。
 - 一括提案。すべての一括管理提案については、ケースバイケースで投票を行います。
 - 年次総会の日時または場所を変更します。原則として、年次総会の日時や場所の変更に関する経営陣の提案が妥当なものであれば、その提案に賛成案を投じます。
- 仮想会議。原則として、「ハイブリッド」会議（株主が直接会社の物理的な会議に出席するか、オンラインで参加することを選択できる）の実施を求める提案を支持します。「仮想のみ」の会議（物理的な会議を行わず、すべてオンラインでの参加によって開催される）を実施する提案に投票することができます。仮想会議は、たとえば株主の質問能力を制限することによって、株主の権利を抑制してはなりません。以下の場合には支援を検討します。
 - 会議の手順や要件が会議に先立って開示される
 - 株主が取締役会に質問を提出できるよう、正式なプロセスを設ける
 - リアルタイムのビデオを利用でき、出席者は会議に電話をかけたたり、録音されたメッセージを送信することができる
 - 株主の権利が不当に制限されない

